

令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、恩納村（以下「村」という。）が発注する「令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務」（以下「本業務」という。）について、「恩納村プロポーザル方式実施要綱」（平成 28 年恩納村要綱第 10 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 6 号（高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務）に該当する業務として、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- （1）業務名：令和 8 年度恩納村地域おこし協力隊募集支援委託業務
- （2）業務内容：別紙「本業務仕様書」のとおり
- （3）履行期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- （4）委託上限額：3,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 提案資格

次の各号のすべてを満たす者とする。なお、本業務は要綱第 3 条第 6 号に基づく業務であるため、同要綱第 6 条ただし書の規定により、恩納村建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程に規定する建設業者格付名簿への登録は要しない。

- 1. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2. 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、国の機関、沖縄県及び恩納村を含む県内市町村において定められた指名停止措置に関する要綱等の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 3. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4. 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- 5. 恩納村暴力団排除条例（平成 23 年恩納村条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（同条例第 6 条第 1 項）に該当しない者であること。
- 6. 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者であること。

なお、地方公共団体における同種業務の受託実績は提案資格とせず、評価項目として審査する。

4. 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

5. 仕様書等の交付

交付期間：令和8年10月15日（木）から令和8年11月11日（水）まで

交付場所：恩納村ホームページ

交付方法：村ホームページからのダウンロードによる（窓口での配布は行わない。）

6. スケジュール

内容	期日
実施要領等の公表	令和8年10月15日（木）
質問書の提出期限	令和8年10月22日（木）午後5時（必着）
質問に対する回答	令和8年10月26日（月）（村ホームページに掲載）
参加表明書の提出期限	令和8年10月27日（火）午後5時（必着）
提案資格確認結果通知書及び技術提案提出要請書の送付	令和8年10月29日（木）
技術提案書の提出期限	令和8年11月11日（水）午後5時（必着）
参加辞退届の提出期限	令和8年11月11日（水）午後5時
一次審査（書面審査）	令和8年11月12日（木）（技術提案書の提出者が4者以上の場合に限る。）
一次審査結果の通知	令和8年11月16日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	一次審査を行う場合：令和8年11月25日（水）／一次審査を行わない場合：令和8年11月17日（火）〔時間・会場は別途通知〕
技術提案評価結果通知書の送付・選定結果の公表	一次審査を行う場合：令和8年11月30日（月）／一次審査を行わない場合：令和8年11月20日（金）
契約締結	一次審査を行う場合：令和8年12月2日（水）予定／一次審査を行わない場合：令和8年11月25日（水）予定

7. 参加表明書の提出

提出期限：令和8年10月27日（火）午後5時（必着）

提出書類：①様式第1号 参加表明書

②様式第2号 企業概要書

③様式第3号 誓約書

④履歴事項全部証明書（提出日前3カ月以内に発行されたもの）

⑤納税証明書

提出方法：持参、郵送（書留郵便又はゆうパック）

提出先：恩納村役場企画課 〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

8. 提案資格確認結果の通知

村は、参加表明書を提出した者について提案資格の有無を確認し、その結果を6のスケジュールに定める日までに提案資格確認結果通知書により電子メールで通知する。提案資格が認められた者には、技術提案提出要請書を併せて電子メールで送付する。

9. 技術提案書の提出

提出期限：令和8年11月11日（水）午後5時（必着）

提出書類：①様式第4号 技術提案書（表紙） ②技術提案書本編
 ③様式第5号 業務実施体制図 ④様式第6号 配置予定者調書
 ⑤様式第7号 業務実績調書 ⑥見積書（任意様式）

提出部数：正本1部、副本5部

規格：A4判、片面印刷、15ページ以内（表紙・様式類除く）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便又はゆうパック）

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝日除く）

提出先：恩納村役場企画課 〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

技術提案書本編には、契約締結から令和9年4月1日の着任までの業務の工程表（月単位以上の粒度とし、研修、ヒアリング、募集開始、選考及び着任前支援の時期を示すもの）を含めること。

見積書は、恩納村長あてとし、日付、所在地、商号又は名称、代表者職氏名（押印）、業務名、見積金額（消費税及び地方消費税を含む）及び次の区分ごとの内訳を明記すること。①職員向け研修、②受入希望課ヒアリング及び募集案件の企画に関する助言、③募集要項・募集記事の作成、④募集広報及び応募者対応、⑤採用支援、⑥着任前支援、⑦諸経費。

提案者が独自の媒体、有料のスカウト機能、SNS 広告等を使用する場合の費用は、すべて委託料に含むものとし、別途請求は認めない。

10. 技術提案書の取扱い

1. 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする（要綱第14条第3項）。
2. 提出された技術提案書は返却しない（同条第4項）。

3. 提出された技術提案書は、受注候補者の選定を目的として使用するものとし、提案者に無断でその他の目的に使用しない（同条第5項）。
4. 技術提案書の提出後は、原則としてその記載内容の変更を認めず、実施要領に示すものの以外の追加資料は受理しない（同条第1項及び第2項）。

11. 作成様式記載上の留意事項

1. 各様式は村ホームページからダウンロードして使用すること。
2. 提案内容は評価項目に照らし簡潔に記載すること。
3. 記載要領又は注意書きのある様式は、その内容に従って作成すること。

12. 質問及び回答

提出方法：様式第8号 質問書により電子メール(kikaku@vill.onna.lg.jp)で提出

回答方法：質問者名を伏せたうえで、村ホームページに一括掲載

※回答の内容は、本要領及び仕様書の追記・修正とみなす。

13. 審査の方法

本業務の審査は、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の二段階により行う。

(1) 一次審査

1. 技術提案書を提出した者が4者以上であるときは、要綱第22条の規定により、選定委員会が技術提案書の事前評価を行い、一次審査の評価点が上位3位以内であることを基準として、二次審査の対象者を選定する。
2. 技術提案書を提出した者が3者以下であるときは、一次審査を行わず、全提案者を二次審査の対象とする。
3. 一次審査は、評価基準に定める評価項目について、技術提案書及び添付書類のみにより行う。
4. 一次審査の結果は、6のスケジュールに定める日までに書面により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

1. 二次審査の対象者に対し、要綱第5条第4号の規定により選定委員会が定めるところによりヒアリングを実施する。
2. 出席者は3名以内とし、本業務に配置を予定する者を含めること。
3. 時間は1者あたり説明20分、質疑20分とする。
4. 説明は提出済みの技術提案書により行うものとし、当日の資料の追加配布は認めない。
5. パソコン等を使用する場合は別途用意すること（プロジェクター及びスクリーン等については本村にて用意する。）。
6. 実施日時及び会場は、一次審査を行う場合は一次審査結果の通知により通知する。一次審査を行わない場合は、参加表明書を提出した者が3者以下である

ときは技術提案提出要請書により、それ以外のときは技術提案書の提出期限後速やかに通知する。

7. 受注候補者は二次審査の評価点により決定するものとし、一次審査の得点は加算しない。

14. 評価結果が同点となった場合の措置

一次審査及び二次審査のいずれにおいても、評価の合計点が同点となった場合は、評価基準のうち評価項目3「募集戦略及び媒体活用」の得点が高い者を上位とする。なお同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

15. 選定及び通知

1. 選定委員会が評価基準に基づき二次審査の評価を行い、最も高い評価を得た者を受注候補者として選定する。ただし、評価の合計点が満点（100点に採点した委員の数を乗じた点数）の6割（以下「最低基準点」という。）に満たない場合は、当該提案者を受注候補者として選定しない。
2. 技術提案書の提出者が1者のみの場合も、本要領に基づき審査を行い、評価の合計点が最低基準点以上であるときは、当該提案者を受注候補者として選定する。
3. 村は、提案者に対し技術提案評価結果通知書により評価結果を通知する。
4. 選定結果は、村ホームページ及び掲示板への掲示により公表する（同要綱第16条）。

16. 提案資格の喪失及び失格

次のいずれかに該当するときは、当該提案を無効とする（要綱第18条）。

1. 3に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。
2. 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

提案を無効とした場合は、その理由を付して当該提案者に通知する（同条第2項）。

このほか、提出期限を経過して提出があったとき、様式又はページ数が指定に適合しないとき、見積金額が委託上限額を超えるとき、選定委員に対し本業務に関する接触を求めたときは失格とする。

受注候補者が無効となった場合は、評価が次点の者を受注候補者とすることができる（同要綱第19条）。

17. 契約

1. 村は、受注候補者と業務仕様について協議のうえ、その内容を決定する（要綱第20条第1項）。
2. 契約金額は、受注候補者の見積額を基に協議して定める。技術提案書の内容は、契約後の業務に反映させるものとする。

3. 本プロポーザルは受注候補者を選定する手続であり、技術提案書の内容がそのまま契約内容となることを保証するものではない。

18. その他

1. 参加表明書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、(様式第9号) 参加辞退届を令和8年11月11日(水) 午後5時までに「19 事務局」まで提出すること。
2. 提出書類は、恩納村情報公開条例(平成15年恩納村条例第9号)に基づく開示請求の対象となる場合がある。
3. その他必要な事項は、本村が別途定める。

19. 事務局

恩納村役場 企画課

住 所：〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

電話番号：098-966-1201

F A X：098-966-2779

E-mail：kikaku@vill.onna.lg.jp